

第54回

“社会を明るくする運動”

「社会を明るくする運動」は、法務省が主唱し、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生に理解を深め、地域が一体となって活動を推進することによって、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動です。毎年7月の1か月を同運動の強調月間とし、全国的に事業を実施しています。

西東京市においても、実施委員会の方々が、この運動を行っています。市民の皆さんの暖かいご支援をお願いします。

ポスター・習字展
 とき 7月1日(木)～8日(木)
 ところ 田無庁舎2階展示コーナー、田無公民館、谷戸公民館、保谷公民館(保谷公民館は7日(水)まで)
 保健福祉総合調整課(保谷内線2312)

市内中学校・高等学校生徒のボランティアが中心となって、市内の環境浄化運動違反屋外広告物撤去および清掃活動を行います。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

とき 7月16日(金)午後4時～5時 雨天中止
 ところ 田無駅・ひばりヶ丘駅周辺
 参加校 市立中学校、都立田無工業高等学校・保谷高等学校・田無高等学校
 協力 田無警察署、防犯協会、青少年育成会等
 子育て支援課(田無内線1521)



昨年の活動から

西東京市内中学校・高等学校生徒ボランティアによる環境浄化運動実施
 私達の街を、いつもきれいに

「市歌」音頭バージョンの振り付けビデオが完成しました
 (ビデオを貸し出します)

市では市歌に親しんでいただくため、音頭バージョンに振り付けをし、あわせて指導用(学習用)ビデオテープを作成しました。左記の施設で貸し出しますのでご利用ください。なお、市歌のCDも両庁舎1階の情報公開コーナーおよび各図書館(新町分室を除く)で貸し出していますので、ご利用ください。また、市歌は、市のホームページでも聴くことができます。

貸出場所 両庁舎1階情報公開コーナー、各図書館(新町分室を除く)
 保谷こもれびホール・コル田無・市民会館・各公民館では、各施設での練習等に利用できるように、施設利用時に貸し出しを行います。
 企画課(田無内線111)



高齢者の方への
 主な福祉施策のお知らせ

市では、介護保険のほかに高齢者の方への事業を実施しています。詳しい内容は、お問い合わせください。なお、サービスの提供は、訪問調査のうえ決定します。

高齢福祉課(保谷内線2332～2334)

事業名	対象	内容
高齢者配食サービス	65歳以上の1人暮らし高齢者の方、または65歳以上の高齢者のみの世帯の高齢者で配食を必要と認められた方	昼食を週6回(月曜日～土曜日)、希望する曜日に配食します。 自己負担額：1食当たり400円
ねたきり高齢者等寝具乾燥サービス	65歳以上のねたきり高齢者の方、またはねたきり障害者の方	毎月1回、寝具乾燥サービス車がご家庭を訪問して行います。 自己負担なし
ねたきり高齢者等おむつ貸与サービス	40歳以上のねたきり、またはそれに準ずる方でおむつを常に使用されている方	ご自宅に1日5枚以内でおむつを配達します。 自己負担なし
ねたきり高齢者理美容券交付サービス	65歳以上で、6か月以上のねたきり高齢者の方	理・美容師の訪問により、カット・シャンプーまたは調髪・顔剃り等を無料で受けられるサービス券を年4枚まで交付します。 自己負担なし
高齢者緊急通報・火災安全システム設置サービス	65歳以上の1人暮らし高齢者の方または高齢者のみの世帯で、慢性疾患等をお持ちで日常的に常時注意を必要とする方。世帯の場合は、世帯全員に慢性疾患がある場合が対象になります。	緊急通報システム・火災安全システムを通して緊急事態を東京消防庁または民間の受診センターに通報できます。 自己負担なし
痴呆性高齢者徘徊探索サービス	徘徊行動の著しい65歳以上の方で、介護保険の要介護認定で要介護・要支援の認定を受けた方	徘徊高齢者の早期発見と安全の確保に役立てるため、介護者に対してサービスを提供します。 所得に応じた自己負担あり
高齢者入浴サービス	介護保険の要介護認定で要介護3以上の認定を受けた65歳以上の方で、介護保険の通所介護による入浴や訪問による入浴が困難な方	通所による入浴を行います。利用回数は月4回までです。 所得に応じた自己負担あり
高齢者緊急短期入所サービス	65歳以上で虐待・放置等により緊急に施設入所等による保護を必要とする高齢者等の方、介護保険の要介護認定で要支援および要介護認定を受けた方でケアプラン作成時に想定されなかった緊急事態に対し、介護保険で対応することが困難な方	施設の緊急ベッドを確保しています。 自己負担額：食事代1,000円(1日あたり)と所得に応じた自己負担あり
生きがいデイサービス	65歳以上で、介護保険の要介護認定で非該当(自立)となった方	高齢者在宅サービスセンターで、週2回を限度に健康・生きがい活動、趣味創作活動、日常動作訓練、給食等のサービスを提供します。1回の利用時間はおおむね4時間程度です。 自己負担額：食事代400円と所得に応じた自己負担あり
高齢者閉じこもり機能訓練	65歳以上で、介護保険の要介護認定で非該当(自立)の方、または潜在的な要支援者の方	高齢者在宅サービスセンターで通所により介護予防のための機能回復訓練を実施します。 自己負担なし
高齢者福祉電話貸与・電話料助成サービス	65歳以上の1人暮らし高齢者の方および65歳以上の高齢者のみの世帯で所得等の条件に該当し、近隣に親族が居住していない方 所得制限あり	安否の確認、孤独感の解消等のために電話の貸与および通話料の一部を助成します。 助成内容：回線使用料、屋内配線使用料、電話機使用料、通話料(月700円を限度)、消費税 自己負担：通話料で、月700円を超えた分等
自立支援ヘルプサービス	65歳以上で、介護保険の要介護認定で非該当(自立)となった方で必要と認められる方	週2回、1回2時間を限度に見守りおよび家事援助等を行います。 所得に応じた自己負担あり
高齢者等外出支援サービス	介護保険の要介護認定で要支援または要介護と認定を受け、かつ心身の障害等により外出が困難な65歳以上の方、または40歳以上65歳未満の特定疾病の方で、市内に住所を有し、かつ一般の公共交通機関や手段では外出が困難な高齢者で、現に在宅で居住している方	介助員を配置したりフト付きの福祉車両等を用いて外出支援を行います。(西東京市役所を中心とした半径30キロメートルの範囲内) 自己負担額：実車料金、有料道路料金、有料駐車料金

事業名	対象	内容
自立支援日常生活用具給付サービス	65歳以上で、介護保険の要介護認定で非該当(自立)となった方で、用具等の給付が必要と認められる方	日常生活支援に必要な歩行支援用具等を給付します。 用具の種類：歩行補助杖、入浴補助用具、スロープ、歩行機(シルバーカー)、腰掛便座、手すり 給付限度額あり 所得に応じた自己負担あり
高齢者日用器具給付サービス	65歳以上で、介護保険の要介護認定で非該当(自立)・要支援または要介護と認定された方で、用具等の給付が必要と認められる方	介護保険対象外の用具を給付することで在宅生活を支援します。 用具の種類：入浴担架、難燃性寝具、洗髪器、空気清浄器 給付限度額あり 所得に応じた自己負担あり
高齢者入浴券支給サービス	65歳以上の1人暮らし高齢者の方、または70歳以上の高齢者のみの世帯の高齢者の方	市内の公衆浴場の入浴券を『お風呂のある世帯の方は月1人5枚』『お風呂のない世帯の方は月1人10枚』を限度として支給します。 自己負担なし
高齢者福祉手技治療割引券サービス	65歳以上の方	はり・きゅう・マッサージ料金割引券(1回1,300円)を月2枚支給します。 自己負担額：施術料金から1,300円を差引いた額
自立支援住宅改修サービス	65歳以上で、介護保険の要介護認定で非該当(自立)となり、サービスが必要と認められる方	高齢者の転倒防止等のために手すりの取り付けや段差解消等を行います。 改修の種類：手すりの取り付け、床段差の解消、滑りの防止、移動円滑化のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他これら各工事に伴う必要な工事 助成限度額あり 所得に応じた自己負担あり
高齢者住宅改修費給付サービス	65歳以上で、介護保険の要介護認定で要支援または要介護と認定され、サービスが必要と認められる方	介護保険で対象にならない改造について必要と認められる改造の費用を助成します。 改造の種類：浴槽の取り替えおよびこれに付帯して必要な給湯設備等の工事(ユニットバス・システムバスは、助成対象外)流し、洗面台の取り替えおよびこれに付帯して必要な給湯設備等の工事 所得に応じた自己負担あり
高齢者世帯居住支援	市内に2年以上住所を有し、かつ同一家屋に6か月以上継続して居住する65歳以上の1人暮らしの高齢者の方と65歳以上の高齢者を含む60歳以上のみの世帯 所得制限・転居条件等あり	取り壊しにより立ち退き要求を受けて住宅に困窮し、市内の民間賃貸住宅に転居する場合等に、2年間家賃等の一部を助成します。 助成内容：家賃、転居一時金、事故保険料
高齢者家具等転倒防止器具等取付サービス	市内に住所を有する65歳以上の1人暮らし高齢者の方と、65歳以上の高齢者のみの世帯	1世帯に対して、家具等に転倒防止器具等(5か所以内)を取り付けます。
高齢者保養施設助成	70歳以上の方	市が契約した保養施設(24施設)において、1泊あたり3,000円を助成する利用券を支給します。(年2泊まで) 自己負担額：宿泊料金から利用券の金額分を差し引いた額